令和7年豊能町議会9月定例会議 総務建設常任委員会

会 議 録

令和7年9月3日(水)

豊 能 町 議 会

令和7年豊能町議会9月定例会議 総務建設常任委員会

年 月 日 令和7年9月3日(水)

場 所 豊能町役場 大会議室

出席委員 5名

才脇 明美 秋元美智子 中川 敦司

管野英美子 小寺 正人

欠席委員 なし

委員外出席 永並 啓(議長)

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長 上浦 登 副町 長 高木 仁 策 監 大西 隆樹 総 務 部 長 入江 太志 政 都市建設部長 坂田 朗夫 都市建設部理事 大利 元樹 都市建設部次長 田中 克生 総合政策課長 山内 文 彦 広報職員課長 奥 総 務 課 長 田中 久志 行 財 政 課 長 寺倉 義浩 建設課長吉澤 亘 農林商工課長 中谷 康彦 環境課長中井 哲 吉川支所長清水義和 会計管理者石井慎子

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 浜本 正義

書

記 平田 旬

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

- 1. 令和7年豊能町議会9月定例会議付託案件について
- ・第43号議案 豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙運動の公 費負担に関する条例改正の件
- ・第44号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び豊能町職 員の育児休業等に関する条例改正の件
- ・第45号議案 豊能町ふるさとづくり基金条例改正の件
- ・第48号議案 豊能町下水道条例の一部を改正する条例改正の件
- ・第50号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算(第5回)の件 (関係部分のみ)
- 2. その他

午前9時30分 開会

○委員長 (才脇明美君)

おはようございます。

稲刈りの時期がやってまいりました。今日、NHKのニュースで、米の価格が1.7倍になる予想だと言われています。農家にとっては追い風となりますが、消費者にとっては大変生活に負担が生じると思います。これを農業と消費者の双方を守るために、注視しながら見届けていきたいと思います。

ただいまの出席委員は5名であります。定 足数に達しておりますので、総務建設常任委 員会を開会いたします。

委員会に当たりまして、町長より挨拶がご ざいます。

上浦町長。

○町長(上浦 登君)

皆さんおはようございます。

本日は、お忙しい中御参集いただきまして 誠にありがとうございます。

本日の総務建設常任委員会では、第43号議 案から第45号議案までと第48号議案と、第50 号議案の関係部分につきまして御審査をいた だくこととなってございます。

詳細に御審査いただきまして、委員の皆様 方に御理解を賜りたく存じますので、どうか よろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりまし ての御挨拶をさせていただきます。

本日はどうかよろしくお願い申し上げます。

○委員長(才脇明美君)

これより本日の会議を開きます。

本日の審査事項は、御手元に配付のとおりでございます。

令和7年豊能町議会9月定例会議付託案件 についてを議題といたします。

第43号議案、豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する

条例改正の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

奥広報職員課長。

○広報職員課長(奥 文彦君)

おはようございます。広報職員課、奥です。 第43号議案、豊能町議会議員及び豊能町長 の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例改正の件について御説明いたします。

着座にて御説明します。

議案書の7ページから8ページ、並びに条例の概要資料、新旧対照表をあわせて御覧く ださい

本件は、公職選挙法施行令の改正に伴い、 豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における 候補者の選挙運動用ビラ等の作成に係る公費 負担の限度額を引き上げるもので、選挙運動 用ビラ及び選挙運動用ポスター作成に係る公 費負担の算出基礎額を、昨今の物価の変動等 を考慮し、改定された公職選挙法施行令に準 じて改正するものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用するものです。

説明は、以上です。

御審査いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長(才脇明美君)

これより本件に対する質疑を行います。はい、管野委員。

○委員(管野英美子君)

おはようございます。管野です。

この条例改正なんですけれども、総務大臣 からの通知が来たということでよろしいんで すか。

○委員長(才脇明美君)

奥広報職員課長。

○広報職員課長(奥 文彦君)

広報職員課、奥です。

今回の改正につきましては、御説明させて

もらったとおり、公職選挙法のほうが、参議 院選挙があるときに、この公費負担を見直す という国のルールがありまして、それでその 時々の物価変動で、改定すべき項目が示され まして、それで公職選挙法が今年の6月ぐら いに改正されてるんですけれども、それに準 じまして、今回町の条例も改正するようになったものです。

以上です。

- ○委員長(才脇明美君) はい、管野委員。
- ○委員(管野英美子君) 必ず条例を改正しないといけないっていう ことではないのでしょうか。
- ○委員長(才脇明美君) 奥広報職員課長。
- ○広報職員課長(奥 文彦君) 広報職員課、奥です。

一応、国の示す基準に従って、この条例が制定された令和2年以降、前回改定があった令和4年ですね、国の基準に準じて改定しております。

この辺は職員の給与の人事院勧告と似たような構造にはなるんですけれども、国がある程度、全国的な傾向を踏まえてこの辺の価格改定といいますか、見極めて法律に落とし込んでるという経緯も踏まえまして、条例でも準じて改定させてもらっているところです。以上です。

- ○委員長(才脇明美君) はい、管野委員。
- ○委員(管野英美子君)

4年前の町議会選挙で、ポスターについてですけれども、一番たくさんかかっている方が30万5,451円、一番安い人が10万4,895円とね、いろいろあると思うんですけれど。

あとは個人の予算、お金かかってる身を切らなあかんなと思ったら安いところに、まけてとも言いますしね。

あとは、条例で上限はこうやって定めるけれども、あとはあんたらに任せるよっていう 考えですね。

- ○委員長(才脇明美君)はい、奥広報職員課長。
- ○広報職員課長(奥 文彦君) 広報職員課、奥です。

委員おっしゃいましたとおり、この条例は、 基準額の上限を定めるものですので、これ以 上超えても候補者個人の持ち出しになります し、これより少ない額で納めていただくとい うのも特にポスターとかですと、デザイン費 とかも考慮されてる要素がございますので、 どこまで凝った作りするかとか、それぞれ候 補者のお考えはあると思うんですけれども、 その辺で安く収まる方もいらっしゃいますし、 高くかかる方もいらっしゃると思います。

あくまでこれは出せる上限の基準ですので、 それ以下に納めていただくか超えるかという のは、各候補者の方の御判断となります。

○委員長(才脇明美君) ほかに。 はい、中川委員。

○委員(中川敦司君) 中川です。

> あえてもう一度お伺いしますけども、この ビラのいわゆる公営の経費ですね、それとポ スターの公営費の経費ですね、これの金額が それぞれアップしておりますけども、これア ップの率は同じ、違う。その辺りをお願いし ます

- ○委員長(才脇明美君) 奥広報職員課長。
- ○広報職員課長(奥 文彦君) 広報職員課、奥です。

今、委員お問合せの件なんですけれども、 今回私もちょっと調べましたら、たまたまア ップしているその金額の比率なんですけども 8.4%の増にどちらもなってます。 ですので、今回の改定はこの印刷費に係る 部分ですので、こういった印刷業界とかの傾 向を汲んで、同じ比率でされてるのかと思い ます。

以上です。

○委員長(才脇明美君)はい、中川委員。

○委員(中川敦司君)

あとこのような選挙の折に公費でね、負担 していただけるという項目は、このビラ、ポ スターそれ以外にも確かあったかと思います けども、何がありましたっけね。

○委員長(才脇明美君) はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長(奥 文彦君)

広報職員課、奥です。

選挙の種類によりまして公費の範囲は違う んですけれども、あくまで町が扱うのは町長 選挙と議員選挙になります。

町で行う選挙の範囲は、今委員おっしゃったやつ以外に、車の借入れといいますかレンタカー代ですね。それとレンタカーに付随する燃料代と運転主雇上、こういったところとか、あとレンタカーを借りる方法以外に、完全に別契約で、タクシーとかハイヤーの契約して、もう燃料費とか込み込みで払われるというパターンもございます。

以上です。

○委員長(才脇明美君) はい、中川委員。

○委員(中川敦司君)

今課長がおっしゃいましたように、このビラとポスター以外にも、公費負担していただける、選挙カーを借りるお金とか燃料代とかね、そういったものも公費負担していただけるというふうなことなんですけども、そういった部分については今回のこのアップの対象にはなっていないということなんですかね。

○委員長(才脇明美君)

奥広報職員課長。

○広報職員課長(奥 文彦君)

広報職員課、奥です。

そうですね、今年の公職選挙法施行令の改 正部分につきまして、この自動車に関連する 部分は、値段が据置きとなっております。 以上です。

○委員長(才脇明美君)

はい、中川委員。

○委員(中川敦司君)

あと、これの公布日部分になりますけども、 適用は、施行の日以後その期日を告示される 選挙から適用ということで、この条例につき ましては、今日は委員会ですけども、最終的 には11日に本会議を迎えて、どうなるか分か りませんけども、決定するならするで、そう なったときに、この直後に行われる、今月の 末に行われる予定の町会議員選挙、それには これは適用されるのかどうなのかその辺りを お伺いします。

○委員長(才脇明美君) 奥広報職員課長。

○広報職員課長(奥 文彦君)

広報職員課、奥です。

この議会でお認めいただきましたら、速やかに告示することになると思いますので、23日の選挙の告示日には間に合うと思われます。ですので、選挙の立候補者予定説明会におきましても、一応改定を想定される値段で御説明させていただいております。

以上です。

○委員長(才脇明美君)

ほかに。

はい、小寺委員。

○委員(小寺正人君)

これ印刷に限って、単価が修正されてるんだけどね、枚数制限はどうなんですかね。

○委員長(才脇明美君)

奥広報職員課長。

○広報職員課長(奥 文彦君)

広報職員課、奥です。

枚数制限は、ビラのほうが1,600枚という ふうに、前から決まっておりまして、この辺 の枚数制限は変わりはございません。

あくまで一枚当たりの製作単価の上限額の 変更となります。

- ○委員長(才脇明美君) はい、小寺委員。
- ○委員(小寺正人君) ついでにですね、ポスターはもう81枚とい うことですよね。
- ○委員長(才脇明美君) 奥広報職員課長。
- ○広報職員課長(奥 文彦君) ポスターの掲示場の数は変更ございません。 委員おっしゃるように81か所です。
- ○委員長(才脇明美君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(才脇明美君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○委員長 (才脇明美君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに 賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(才脇明美君)

挙手全員であります。

よって、第43号議案は、原案のとおり可決されました。

第44号議案、職員の勤務時間、休日、休暇 等に関する条例及び豊能町職員の育児休業等 に関する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

奥広報職員課長。

○広報職員課長(奥 文彦君)

広報職員課、奥です。

それでは第44号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件について、御説明いたします。

着座にて御説明させていただきます。

議案書の9ページから13ページまで、並び に条例の概要資料、新旧対照表をあわせて御 覧ください。

本件は、令和6年の人事院勧告において、 仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が明 らかにされ、国家公務員の休暇制度が改正さ れることに伴い、当該改正に準じた改正を行 うものです。

それでは条例の改正内容について、説明させていただきます。

第1条として、職員の勤務時間、休日、休 暇等に関する条例を改正し、仕事と育児の両 立に関する周知等の強化を図るものです。

内容は、職員又は配偶者の妊娠・出産等を 申し出たときと、職員の子が3歳になるまで の適切な時期に子や家庭の事情に応じた仕事 と育児の両立に関する事項について、職員へ 情報提供し、意向を聞き取り、配慮する等勤 務環境の整備を図るものです。

第2条として、豊能町職員の育児休業等に 関する条例を改正し、部分休業の取得を多様 化するものです。

内容は、1日2時間まで、勤務時間の始め 又は終わりに限り、取得できる現行の部分休 業を第1号部分休業とした上で、取得できる 時間帯を問わないものとするとともに、法の 第1号部分休業に加え、1年間に10日相当を 限度として、随時に取得できる部分休業を第 2号部分休業として新設するものです。

先日の総括質疑で御質問いただきました年 次有給休暇と併用できるのかという御質問に つきまして、そのとき新設される第2号部分 休業は併用できるという御回答をさせていた だいておりますが、第1号の部分休業につき ましても併用できるとなっております。

附則としまして、この条例は令和7年10月 1日から施行するものです。

経過措置として、施行前においても、仕事 と育児の両立支援制度利用に係る職員の意向 を確認するための措置を行うことができるも のとするものです。

また、施行日から令和8年3月31日までの間、第2号部分休業の取得可能時間を半減し、5日を限度とするものです。

説明は、以上です。

御審査いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長 (才脇明美君)

これより本件に対する質疑を行います。 中川委員。

○委員(中川敦司君)

中川です。

ちょっと理解しにくいんですけども、この 部分休業という部分でですね、第2条の1号 部分休業と第2号部分休業、これもっと何か 分かりやすく説明したらどんなふうに違いが あるのか、ちょっとお願いしたいと思います。

○委員長(才脇明美君)

奥広報職員課長。

○広報職員課長(奥 文彦君)

広報職員課、奥です。

今の御質問の件なんですけれども、もともと部分休業というのがございまして、1日最大2時間まで取れるという制度で、これは固定して例えば夕方の2時間とか、その方についてもずっとその間は、勤務時間が2時間分減らすというような感じで、今日に限り取るとかではないんですよ。取得期間中は、ずっとそのサイクルで勤務していただくという制度になっておりまして、これの想定は子育て期間中、お子さんが小さい間必ず保育園に迎

えに行かなあかんとか、そういった日々の決まった御家庭の事情によって、固定して取っていただくというものになっております。

これに追加して、第2号というのができたので、便宜上、なにも第1号とかついてなかったんですけれども、もともとある部分休業第1号と整理しておりまして、第2号は何かといいますと、年間最大10日分取得できる、臨時で取れる休業となっております。

これは、突発的にお子さんが急に病気になられたとか、あと行事があるとか、そういった子育でに関する理由で、急遽取らなあかんってなった場合、年間に10日を限度として取得できるという休業になります。これは第2号として新設されました。

以上です。

○委員長(才脇明美君) 中川委員。

○委員(中川敦司君)

御説明ありがとうございます。何となく分かってきました。

第2号は突発的ということで、それについ えは最大77時間30分、10日相当というね、も う上限が決められている。

しかしながらこの第1号部分休業いうのは、 もうずっと子どもさんの関係で毎日毎日お迎 えに行かなあかんということだから、これは 上限とかそんなんはないと、そのように考え ておったらいいんですね。

○委員長(才脇明美君)

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長(奥 文彦君)

広報職員課、奥です。

委員おっしゃるように上限はないんですけども、お子さんが一定期間までの間しかとれない休業ですので、そういう意味では上限はあるんですけれども、その間の取得希望される期間でしたらずっと取れるという形にはなります。

以上です。

○委員長(才脇明美君) 中川委員。

○委員(中川敦司君)

あと、もう1点質問させてもらいますけども、このその他参考となる事項ということで、施行期日が本年の10月1日からということで、今回の取りあえず来年の3月までの間は、取得可能時間を半減とするというのは、これは年間で77時間30分やけども、10月からスタートするので半年分やからこれの半分というそういうふうな解釈でいいんですね。

○委員長(才脇明美君) 奥広報職員課長。

〇広報職員課長(奥 文彦君)

広報職員課、奥です。

中川委員おっしゃるとおり制度施行がもう 半年切ったタイミングになりますので、今年 に限っては5日を上限とするものです。

○委員長(才脇明美君) 中川委員。

○委員(中川敦司君)

あとこの新しいね、制度を今回できるということで、これしっかりとまた職員の方に、 通知いうかね、お知らせをしてあげることは しっかりとしていただけるんでしょうかね。

○委員長(才脇明美君)

奥広報職員課長。

○広報職員課長(奥 文彦君)

広報職員課、奥です。

この前の3月の同じ条例の改正のときも、 そのときは介護休暇での分でしたけれども、 そのときも同じように対象職員に周知ってい うのが盛り込まれております。

今回は出産する職員っていう、対象はちょっと違いますけれども、本町は従来から小規模の団体ですので、その辺は職員の顔が見える間柄ですので、そこはきめ細かい制度周知をしていきたいと思います。

○委員長(才脇明美君)ほかにございませんか。はい、管野委員。

○委員(管野英美子君)

第21条なんですが、勤務しない1時間につき給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給するということですが、どの程度減額されるんですか。

○委員長(才脇明美君) 奥広報職員課長。

○広報職員課長(奥 文彦君)

広報職員課、奥です。

これは取得される職員の方の本給をもとに しますので、どんな階層の職員も定額で何千 円とかではなくて、その方の1時間当たりの 時間給を求めまして、それの取得される時間 数ですね、最大2時間なりますので、それを 大体取られる方の年代とかの平均でいくと、 2,000円台ぐらいが1時間当たりになります けれども、それの取られる時間数が減額され るということになります。

○委員長(才脇明美君) 管野委員。

○委員(管野英美子君)

どれぐらい年次有給休暇をお持ちか分かり ませんけれど、それで、年休でクリアされて いる方もいらっしゃるということですね。

○委員長(才脇明美君) 奥広報職員課長。

○広報職員課長(奥 文彦君)

広報職員課、奥です。

今回新設される第2号部分休業、突発的に 取れるという休業になるんですけれども、こ れも取ったら、その分無給になります。10日 分とったら10日分給料が減る計算にはなるん ですけれども、必ずこれ使わなあかんかとい うとそうでもなくて、年次有給休暇余ってる 方はまずそっちから取られますし、もともと 特別休暇として、子の看護休暇という休暇が ございまして、これは有給でとれるのが、年 5日分ございます。

そういう意味では、今回の改正より先立って、そういった休暇が整備されているところではございますけれども、まずこちらの有給の5日を使われることになるのかなと思いますで、どうしてももう取れる休暇がなくなってきたら、こういう第2号とかを取られる可能性がありますけれども、想定としましては、制度ができてもこれを利用される方は少ないのではないかなと思っております。

以上です。

- ○委員長(才脇明美君) 中川委員。
- ○委員(中川敦司君)

一点これだけは聞いておきたい。

サラリーマンの時代もそうですけども、毎 月の給料とそれから年2回のボーナスとかね、 そういったのをいただいておったんですけど も、このお給料を減額されるというかね、そ ういうふうなことをすると、ボーナスの査定 に響く言うかね、何かそんなような経験があ ったんですけども、今回この部分休業ですか ね、これを利用することによってボーナス、 役場ではボーナスはないね。期末手当ね、そ ういうふうなところに査定として響くのかど うなのか、その辺りちょっと聞いておきたい と思います。

- ○委員長(才脇明美君) 奥広報職員課長。
- ○広報職員課長(奥 文彦君) 広報職員課、奥です。

ちょっと響く度合いがあれなんですけれど も、期末勤勉手当のうち勤勉手当には多少な りとも響いてくると思います。

- ○委員長(才脇明美君) ほかにございませんか。 はい、永並議長。
- ○議長(永並 啓君)

すいません。一点先ほど奥課長の答弁の中で、周知方法として対象者に周知するっていうことをおっしゃってましたけど、ここら辺は対象者に限定されるんですか。

やはりこういう制度の一番のネックは、当事者は知っててもその周りの人たちがこういう制度があるっていうことを知らなくって、休んでる、また何で休んでるのみたいな感じになって休みがとりづらいっていうのは、いろんなところで聞くわけですよね。

それが今なかなか日本が、夫婦で子育てを しにくい環境を生み出している部分もあるん で、やはりこういう制度があって、日本全体 で子育て応援していこうっていうことであれ ば、職員全員にこういう改正があってこうい うことは取れるんですよっていうところを周 知するほうがいいんじゃないかと思うんです けど、そこら辺はどうお考えですか。

- ○委員長(才脇明美君) 奥広報職員課長。
- ○広報職員課長(奥 文彦君) 広報職員課、奥です。

今議長おっしゃいましたように、まず対象 となる職員につきましては、詳しく対面で説 明とかという流れにはなるんですけれども、 取っかかりとしまして、そもそもこんな制度 がありますよという今回の法律とか、国家公 務員の改正もそういう趣旨で、総合的に今ま で育児休業だけに特化したような取得の持っ て行き方みたいなところがございましたので、 育児休業から復帰されて、まだ子育て期が続 いておられる職員とかに、ほかにもこういっ た制度があるよというようなのを総合的に周 知しなさいというのが、今回の改正の趣旨の 一つでもございますので、子育てに関連する 休暇はこんなんがありますよみたいなのは、 職員がみんな見れる庁内のイントラとかで、 常時掲示できるように考えております。 以上です。

○委員長(才脇明美君) はい、永並議長。

○議長(永並 啓君)

豊能町に限らず日本全体が、少子化が非常 に深刻な問題になってますんで、やはり職場 の中で取りやすい環境、そして取ったとして も戻ってきても普通に働ける環境というもの をつくっていくことが非常に重要だと思うん で、法律だけ変わってもやっぱり仕事ってい うのは人と人とでやっていくもんなんで、そ の周りの理解がなかったらっていうところが、 日本は特に取りづらいとかそういう雰囲気で、 なかなか育児休業も取る率が少なかったりと かするんで、やはりそこら辺は本当に周知と か、僕は民間企業よりこういうところは、も う行政とかが率先してやっていただかないと なかなか進まないかなと思いますんで、なか なか広報とか周知って難しいと思いますけど、 そこら辺は配慮してよろしくお願いいたしま す。

○委員長 (才脇明美君)

ほかにございませんか。 質疑を終結いたします。 これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○委員長(才脇明美君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに 賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(才脇明美君)

挙手全員であります。

よって、第44号議案は、原案のとおり可決されました。

第45号議案、豊能町ふるさとづくり基金条 例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山内総合政策課長。

○総合政策課長長(山内 拓君)

おはようございます。総合政策課、山内で す。よろしくお願いいたします。

第45号議案、豊能町ふるさとづくり基金条 例改正の件について御説明させていただきま す。

議案書の14ページを御覧ください。

座って説明のほうさせていただきます。

提案理由でございますが、本件は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の寄附を積み立てるにあたり、活用できる事業を明確にするため所要の改正を行うものでございます。

それでは条例の概要について御説明させていただきます。

議案書の15ページの概要説明資料及び新旧 対照表もあわせて御覧ください。

豊能町ふるさとづくり基金条例の一部を次のとおり改正するものでございます。

第7条を第8条とし、第2条から第6条までを1条ずつ繰下げ、第1条の次に、次の1条を加えるものでございます。

第2条、前条の目的を達成するための事業 は、次のとおりとする。

- (1)地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業。
- (2) 全号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事業を追加するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から 施行するものでございます。

説明は以上でございます。

御審査いただき、御決定賜りますようよろ しくお願いいたします。

○委員長(才脇明美君)

これより本件に対する質疑を行います。中川委員。

○委員(中川敦司君)

中川です。

この新旧対照表の部分の1ページ目かな、 この事業の対象として、(1)(2)という ふうに、第2条のとこに書いてありまして、 地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創 生寄附活用事業として行う事業というね、そ ういうふうなもの明記されてるのと、その下 に、町長が特に必要と認める事業、これは確 か本会議でもね、何か質問があったと思いま すけど、いまいちちょっとこのはっきりとし ないかなあと思ったんで、もう一度聞かして いただきますけども、この前号に掲げるもの のほか、前号ということは地域再生法という その言葉も含まれていると私は解釈します。 そういった意味で、町長が特に認める事業と いうのは、地域再生法に関係のない、そうい ったものでも町長が認めたらいけるというふ うなことでなるのかどうか、その辺りはっき りとお願いいたします。

- ○委員長(才脇明美君) はい、山内総合政策課長。
- ○総合政策課長長(山内 拓君) はい。総合政策課、山内です。

第1号に定めております地域再生法第5条 第4項第2号につきましては、まち・ひと・ しごと創生寄附活用事業として行う事業となっております。

この事業につきましては、地域再生法の中で、企業版ふるさと納税を活用してまちづくりを行っていくという内容になっておりまして、地域再生計画というのを豊能町のほう定めまして、その中では住民主役のまちをつくり出す人づくり事業、未来の活力を生み出す仕事づくり事業、緑の中で楽しく暮らせるまちづくり事業の3事業というふうに定めております。

こちらが第1号に定めるものになりまして、 第2号の町長が特に必要と認める事業という 事業につきましては、具体的にどのような事 業っていうのは決まっておりませんけれども、 第1号に規定をしております事業に当てはまらないような事業がもし企業のほうから、企業版ふるさと納税をしたいという申出があった場合、この条項を適用して基金に積立てて活用していくことになるかなと考えております。

以上です。

- ○委員長(才脇明美君) ほかにございませんか。 管野委員。
- ○委員(管野英美子君)

それでは、OZ1からお金が戻ってきたら、 ここのふるさとづくり基金に入るということ ですか。

- ○委員長(才脇明美君) 山内総合政策課長。
- ○総合政策課長長(山内 拓君) はい。総合政策課、山内です。

OZ1から今まだ1億3,000万ぐらいの寄 附がまだ納められてない状況になりますけれ ども、もしその寄附がされた場合は、例えば 7年度に寄附をされて、7年度の事業に充て る場合は積み立てる必要がないのでこの条例 は関係ないんですけれども、もし1億3,000 万入ってきて7年度、8年度、9年度と後年 度に使っていくようなときには、一旦基金に 積み立てることになりますので、今回改正し た条項を適用して基金に積み立てるというこ とになります。

以上です。

- ○委員長(才脇明美君) はい、ほかにございませんか。 はい、永並議長。
- ○議長(永並 啓君)すいません。

2条の町長が特に必要と認めるところっていうのは、これ入れないと駄目。というのが、今回の我々で一番痛手は、寄附の話がトップ同士で何か話をされて、認められて、それが

全部にね、政策会議とかいろいろなところで 認められていったのかなあというところがあ るんで、こういうところは、やはりこういう ものは認める。せめて我々の苦い経験からす ると、部長の政策会議で認められたものとか、 何かこれだと町長オーケーしたら、入ってい くような形になるんですけど、それは何かこ うフィルターかけるとか、何かできないもん なんですかね。

○委員長(才脇明美君)

はい、山内総合政策課長。

○総合政策課長長(山内 拓君)

はい。総合政策課、山内です。

この条例改正の案につきましては、一応内 閣府のほうとも協議をした中で、こういう条 例、条文でっていうような指示もいただいて おります。

その中で今回第1号と第2号の項目というのを条例改正の項目にさせていただいておるんですけれども、議長おっしゃるとおり、町長が特に認める場合っていうのは、よっぽどのことになるのかなと思います。

こちらの3事業については、まち・ひと・しごと創生のところでも定めている基本目標になりますので、それ以外のことで何か寄附をいただいて何か事業をするということであれば、議会にも報告も必要であるでしょうし、町の中でも、意思決定というのが必要になってくるのかなと思っておりますので、一応基本っていうか、この町長が特に認める条項というのは使うことはないかなとは思うんですけれども、一応内閣府から協議した中で、こういう条項でっていう案をいただいた中の情報になっておりますので、これをもし使ってするときにはちょっと慎重にやっていきたいなと思っております。

以上です。

○委員長 (才脇明美君)

永並議長。

○議長(永並 啓君)

多分、内閣府も我々の状況ね、こういう状況ですごい困ってますと、訴訟沙汰になってますということを言えば、何かちょっと変わったのかなあと思うんですけど、やはりここら辺は、これだけの思いをしてるんですからなかなかそう簡単に通るとは思わないんですけど、これがちょっと時代を経て風化していったときにリーダーシップが強い方がなられたときにこうなんだみたいなことされないように、引継ぎのほうがしっかりと重要かと思いますんで、そちらでも対応していただけたらと思います。

我々もしっかりと。多分二度と寄附金で何 かっていうのは通らないはずです。

○委員長(才脇明美君)

ほかにございませんか。 ないですか。

(「なし」の声あり)

○委員長(才脇明美君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに 賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(才脇明美君)

挙手全員であります。

よって、第45号議案は、原案のとおり可決されました。

第48号議案、豊能町下水道条例の一部を改正する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉澤建設課長。

○建設課長(吉澤 亘君)

はい。建設課、吉澤です。おはようございます。

それでは第48号議案、豊能町下水道条例の

件につきまして御説明申し上げます。

議案書の22ページを御覧ください。

座って説明させていただきます。

豊能町下水道条例の一部を改正する条例を 次のように定めるものです。

提案理由は、災害その他の非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた指定工事店に排水設備等の工事を実施できるようにするため、所要の改正を行うものです。

それでは本条例の内容について御説明申し 上げます。

議案書23ページ及び新旧対照表を御覧くだ さい。

第6条、排水設備等の工事の施工の条項に、 第3項として、災害その他の非常の場合において、町長がほかの市町村長の指定を受けた 者に工事を行わせる必要があると認めるとき に、他の市町村長の指定を受けたものが、排 水設備等の新設等の工事を行うことができる という文言を加えるものです。

これは、令和6年1月に発生した能登半島 沖地震の際、多くの家屋で排水設備等が破損 したことや、指定工事店自身も被災したこと により、工事を行うことができる指定工事店 が不足し、排水設備等の復旧が遅れることと なった経緯を踏まえ、被災地での排水設備等 の工事が円滑に実施されるよう、条項を追加 するものです。

説明は以上です。

御審査いただき、御決定くださいますよう よろしくお願いいたします。

○委員長(才脇明美君)

これより本件に対する質疑を行います。 管野委員。

○委員(管野英美子君)

管野です。

町のホームページにこの排水設備指定工事 店一覧表があって、豊能町以外の事業所もた くさん書かれてあるんですけれど、この他市 の指定業者っていうのはどういうことですか。 この一覧表のところだけですか。

- ○委員長(才脇明美君) はい、吉澤建設課長。
- ○建設課長(吉澤 亘君)

建設課、吉澤です。

豊能町の指定業者というのは、豊能町内だけではなくて、近隣の工事業者とかも申請いただいて審査し、指定業者として登録させていただいております。

そういった事業所が、被災等を受けた場合 に、工事をお願いしてもできませんので、そ れ以外の市町村で指定されている業者さんに も依頼をしてもよいということを追加してい るものです。

以上です。

○委員長(才脇明美君) ほかにございませんか。 はい、中川委員。

○委員(中川敦司君)

もう一度確認でね、質問させてもらいますが、豊能町が指定をしている工事店、条件いろいろあって、その条件に満たしたところがこの工事してもらえるというふうな位置づけになろうかと思いますが、豊能町が指定している条件と、それから他市町村が指定している条件、ほぼ同じでないと多分工事してもらえないと思いますが、その辺りは当然ながら、他市町村の指定工事店というのも、豊能町が条件としているものを満たしているお店というか、そういうところになると考えておいたらいいんですね。

- ○委員長(才脇明美君)はい、吉澤建設課長。
- ○建設課長(吉澤 亘君)

はい。建設課、吉澤です。

基本的には、工事業者、下水工事とかができる業者ということになってますので、基本的には他の市町村も同じような条件が付いて

て、指定を受けているというふうに判断して おります。

以上です。

○委員長(才脇明美君) ほかにございませんか。 はい、秋元副委員長。

○副委員長(秋元美智子君)

秋元です。

この条例というのは、日頃は豊能町内の業者でお願いしてて、災害が起きた場合のみに、何か必要となる条例って認識なんですけど、まずそれでよろしいですか。

それで、この災害その他の非常の場合においてっていうこの定義というのは、町長ですか。誰が今災害だという現状を認めるっていうのかな。そこをちょっと知りたいんです。

○委員長 (才脇明美君)

吉澤建設課長。

○建設課長(吉澤 亘君)

はい。建設課、吉澤です。

災害につきましては、国、例えば大阪府や 国のほうが、激甚災害とかそういうふうな指 定をしますので、そういったときにこの条例 が活用されると思います。

以上です。

○委員長(才脇明美君) はい、秋元副委員長。

○副委員長(秋元美智子君)

ちょっと心配したのは、災害だという言い 分で、何かこうね、止めどもなくいつの間に か崩れていたってことだけは注意してほしい なと思って。

あくまでも国が、ここで災害だと認めたと きだけという認識でよろしいですね。国が認 めたということですね。その災害の定義とい うのは。

○委員長 (才脇明美君)

はい、吉澤建設課長。

○建設課長(吉澤 亘君)

基本的には、そのように災害、国や大阪府のほうが指定をしたものになりますけども、関東の八潮市のほうでありました陥没等によって、本町の指定業者が、もうその被災に巻き込まれたりとかして動けなくなった場合、そういった場合も含まれてくると思われます。以上です。

○委員長(才脇明美君)

ほかにございませんか。 ないですか。 ないですね。 はい質疑を終結いたします。 これより討論を行います。 (「なし」の声あり)

○委員長(才脇明美君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに 賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(才脇明美君)

挙手全員であります。

よって、第48号議案は、原案のとおり可決されました。

第50号議案、令和7年度豊能町一般会計補 正予算(第5回)の件(関係部分のみ)を議 題といたします。

提案理由の説明を求めます。 順次発言を求めます。

寺倉行財政課長。

○行財政課長(寺倉義浩君)

はい。行財政課、寺倉です。

それでは、第50号議案、令和7年度豊能町 一般会計補正予算(第5回)の件につきまして、関係部分に係る提案理由を御説明申し上 げます。

○委員長 (才脇明美君)

はい、田中総務課長。

○総務課長(田中久志君)

はい、総務課の田中です。

それでは補正予算書6ページの、第2表 債務負担行為補正(追加)でございます。

イントラネット更新事業につきまして、物件使用料の増に伴い、令和7年度から令和9年度までの期間、追加で債務負担を設定するものでございます。

- ○委員長(才脇明美君) 寺倉行財政課長。
- ○行財政課長 (寺倉義浩君)

行財政課、寺倉です。

続きまして7ページを御覧ください。

第3条といたしまして、地方債の補正でございます。

第3表 地方債補正(変更)に記載のとおり、一般廃棄物最終処分施設設置整備事業の増に伴う増額及び消防救急デジタル無線更新事業債の起債協議額の確定に伴い、増額を行うものでございます。

次に今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に歳出について御説明申し上げます。 なお今回の補正につきましては、歳入の補 正に伴う財源振替がございますが、それらの 説明は省略させていただきますのでよろしく お願いいたします。

13ページを御覧ください。

款2.総務費、項1.総務管理費、目1. 一般管理費の7.基金管理事業でございます が、令和6年度のふるさと寄附金収入額と今 年度のふるさとづくり基金積立金の予算額の 差を減額するものでございます。

次に、目3. 財政管理費の1. 財政管理事業でございますが、地方公会計システムの更新に係る費用を補正するものでございます。

○委員長(才脇明美君)

はい、山内総合政策課長。

○総合政策課長長(山内 拓君) 総合政策課、山内です。 次に、目 6. 企画費の 2. 政策推進事業で ございますが、住民訴訟の事件終了に伴い、 訴訟費用を補正するものでございます。

- ○委員長(才脇明美君) 中井環境課長。
- ○環境課長(中井 哲君)

はい。環境課の中井です。

それでは補正予算書の15ページを御覧くだ さい。

款4.衛生費、項2.清掃費、目1.塵芥 処理費、事業名は、2の広域ごみ処理事業で す。今回、豊能郡環境施設組合の負担金につ きまして、2,331万2,000円の増額補正をする もので、その内容は、同組合が行う廃棄物管 理施設設置工事の増額変更に伴うものです。

- ○委員長(才脇明美君)はい、吉澤建設課長。
- ○建設課長(吉澤 亘君)

建設課、吉澤です。

補正予算書の16ページを御覧ください。

款8. 土木費、項5. 都市計画費、目1. 都市計画総務費の建築物管理事業の工事請負費は、その地域への活用に伴う吉川町営住宅の撤去費用になっております。

以上です。

- ○委員長(才脇明美君) 寺倉行財政課長。
- ○行財政課長(寺倉義浩君)

行財政課、寺倉です。

歳出の説明は以上でございますので、続いて歳入の説明について、御説明申し上げます。 着座にて失礼いたします。

11ページを御覧ください。

款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目5. 教育費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございますが、中学校給食費支援事業に充当する国庫補助金でございます。

続きまして、款19. 繰入金、項1. 基金繰

入金、目1. 財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整としまして、597万9,000円を増額するものでございます。

次に、目2. ふるさとづくり基金繰入金でございますが、今回歳出のところで補正しておりますふるさと寄附金を活用した小中学校記念事業の補助金に係る繰入金を増額するものでございます。

続きまして、款22. 町債、項1. 町債、目 2. 衛生債でございますが、歳出のところで 御説明申し上げました一般廃棄物最終処分施 設設置整備事業に係る町債を補正するもので ございます。

次に、目 5. 消防債でございますが、消防 救急デジタル無線更新事業債について、起債 の協議額の確定に伴いまして増額するもので ございます。

説明は以上でございます。

御審査いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長(才脇明美君) これより本件に対する質疑を行います。 中川委員。

○委員(中川敦司君)

16ページをお願いいたします。

補正予算書の款 8. 土木費の目 1. 都市計 画総務費の中で建築物管理事業ということで、 吉川住宅の解体、除去費用として355万5,000 円という費用が上がっております。その後、 そこを使って、いろいろとね、地域のまちお こしいうかね、そういうふうな取組をしてい くというふうなことは前回お伺いしておりま すけども、住宅そのものを解体するというの は、時期的にはいつ頃を考えておられるんで しょうか。

- ○委員長(才脇明美君) はい、田中次長。
- ○都市建設部次長(田中克生君) 都市建設部、田中です。

予算をお認めいただきましたら、年内には 除却する予定で進めていきたいと考えており ます。

- ○委員長(才脇明美君)はい、中川委員。
- ○委員(中川敦司君)

あとすいません。イントラネットの話がありましたね。6ページの債務負担行為の補正ということで、イントラネットの更新事業、令和7年度から9年度までの3か年かな、費用上がっておりますけども、これ物件使用料がアップしているという、そういうふうな説明をね、全員協議会か何かで聞いたような気がしますけども、これ、大体今までと比べてどれぐらいアップしているのか、御説明をお願いいたします。

- ○委員長(才脇明美君) 田中総務課長。
- ○総務課長(田中久志君)総務課の田中です。

値上げの額ということで、月額で言います と約8万円ぐらいの増を見込んでおりまして、 この7年度から9年度まで追加する部分につ きましては、限度額がこの予算上げておりま す253万円ということになっております。

- ○委員長(才脇明美君)ほかにございませんか。はい、管野委員。
- ○委員(管野英美子君)

13ページの2番の財政管理費の業務委託料、公会計システム改修ですか、もう少し詳しくお答えいただけますか。

- ○委員長(才脇明美君) 寺倉行財政課長。
- ○行財政課長(寺倉義浩君) 行財政課、寺倉です。

平成28年度から統一的な地方公会制度に基づいて財務書類をつくるということに全国的になっておるんですけれども、当初は国の無

料ソフトを使っておったんですけれども、それが令和2年度に適用終了となりまして、市町村独自で公会計システム導入ということになりました。

本町も令和2年度末に導入して令和3年度から運用しておるところなんですけども、機器システムのメンテナンスサポートが終了しますので、その入替とそれに伴ってデータの移行というところで業務委託料を今回の補正で上げさせていただいております。

- ○委員長(才脇明美君) 管野委員。
- ○委員(管野英美子君) 何年かに1回っていうことになるんですね。
- ○委員長(才脇明美君) 寺倉行財政課長。
- ○行財政課長(寺倉義浩君) 行財政課、寺倉です。

現在のシステムのほうがWindows10を使っておるんですけども、今回Windows11に更新で変わるということで、それを更新するごとには、こういった更新の業務が発生してくるというふうに考えております。

- ○委員長(才脇明美君) 管野委員。
- ○委員(管野英美子君)

そもそも公会計システムに変えていくんですか。下水道はね、うまく移行できたと思うんですけども、町の財政もみんなそうなるんですか。

- ○委員長(才脇明美君) 寺倉行財政課長。
- ○行財政課長 (寺倉義浩君)

行財政課、寺倉です。

下水道のほうは企業会計に変わりましたけども、一般会計、その他特別会計につきましては、企業会計には変わることありません。 ただ、財務処理についてはそういった企業会計、そういった財務書類をつくっていくとい うところでございます。

- ○委員長(才脇明美君) ほかにございませんか。 はい、秋元副委員長。
 - ○副委員長(秋元美智子君) 秋元です。

7ページの消防救急デジタル無線更新事業 債、ちょっともう一遍この事業の内容を教え ていただきたいんですが。

まずお願いします。

○委員長(才脇明美君) 暫時休憩しますか。 別の質問がありましたら。 ないですか。 はい、中川委員。

○委員(中川敦司君)

さっき田中課長のほうから答弁いただいた イントラネットの更新事業で、月8万円アッ プっていうふうな説明ございましたけども、 実際、今まで何ぼやったやつが8万円アップ で何ぼになったのかと、その辺りもちょっと お答えいただけます。

- ○委員長(才脇明美君) はい、田中総務課長。
- ○総務課長(田中久志君)総務課の田中です。すいません。ちょっと確認をさせていただきます。申し訳ございません。
- ○委員長(才脇明美君) ほかに質問はないですか。 暫時休憩いたします。

(午前10時28分 休憩) (午前10時30分 再開)

- ○委員長(才脇明美君) 休憩前に引き続き会議を始めます。 田中総務課長。
- ○総務課長(田中久志君)総務課、田中です。まずイントラネットの更新事業につきまし

て、元々3,185万4,000円の限度額でございました。その事業がライセンス料が値上がるというところで、限度額の追加をさせてもらってるものなんですけど、253万円今回追加いたしまして合計で3,438万4,000円になるものでございます。

副委員長のほうからの御質問です。消防の デジタル無線の関係です。

こちらにつきましては、消防救急デジタル 無線ということで、通常救急の要請が入った ときに指令センターから箕面署であったり豊 能署であったり指令が入るんですけども、そ こと、また各救急車の車の中についている無 線でやりとりするシステムがあるんですけど も、それを平成26年度に第1期で整備したも のがございまして、それを今回、今年度新た なデジタル無線の更新ということでやりかえ るものになっております。

- ○委員長(才脇明美君) 中川委員。
- ○委員(中川敦司君) 中川です。

ちょっと今の田中課長のほうからの説明ちょっと、あれなんすけど、私月額アップが8万円っていうふうにお伺いしたので、今までは月額、例えば20万やったやつが8万アップで28万なったとかそういうふうな説明ができるのなら、ありがたいなと思ったんですけども、それいけます。計算せなあかんのかな。すんません。

- ○委員長(才脇明美君) はい、田中総務課長。
- ○総務課長(田中久志君) 総務課、田中です。

月額で申し上げますと、税込みで41万6,000円だったものが、8万円アップになりまして約49万2,000円ほどになるということでございます。

○委員長(才脇明美君)

はい、秋元副委員長。

○副委員長(秋元美智子君) ありがとうございます。

> これというのは今の説明ですと、箕面のほ うに委託してる救急車に付いているというこ とで、その理解でよろしいでしょうか。

- ○委員長(才脇明美君) 田中総務課長。
- ○総務課長(田中久志君)

はい。総務課、田中です。

副委員長おっしゃるとおりでございまして、 救急車に設備としてまして整備をしておるも のでございます。

はい、消防車両についても整備をしておる ものでございます。

- ○委員長(才脇明美君) 秋元副委員長。
- ○副委員長(秋元美智子君)

年数的には大体10年っていうことですね。 これで新しい車両が入った場合に、また同じ ようにして新たな予算組みになる。それとも 何か、今あるものでうまくつながっていくの か、その辺もし分かったらでいいです。

それと、デジタルのこのシステムと吹田の ほうとの関係ってのは、全く関係ないもので すか。それとも何かしらの繋がりがあるのか、 この2点だけお尋ねします。

- ○委員長(才脇明美君) はい。田中総務課長。
- ○総務課長(田中久志君)

総務課、田中です。

もし、仮にその車両のほうがですね、追加 ということになりましたら、当然その新たな 車両にも整備をしていく必要があるというふ うには考えております。

それから、吹田市の指令センターとの関係 なんですけども、今基本的に救急なり消防な りの指令というのは、吹田の指令センターか ら各署に送る形になっておりますので、その デジタル無線につきましても、当然吹田市で センターも絡んでくる、全体のシステムの中 には当然入ってきているということでござい ます。

○委員長(才脇明美君)

ほかに質問はございませんか。ないですか。

はい、管野委員。

○委員(管野英美子君)

同じく7ページですね、環境施設組合の一般廃棄物最終処分施設設置整備事業債ですが、この増額になっている理由を少し組合議員さんからは聞いていますが、公の場で聞いたこと初めてなんで、お答えいただけますか。

○委員長(才脇明美君)

はい。坂田都市建設部長。

○都市建設部長(坂田朗夫君)

はい。都市建設部、坂田です。

今回、環境施設組合の負担金2,331万2,000 円の負担増の分でよろしいでしょうか。

こちらのほうですが、環境施設組合のほうで発注しております廃棄物管理施設設置工事の本体工事の部分なんですが、こちらのほうが、5,000万円ほど予算額で増額となっております。プラス、工事の管理委託業務としてプラス223万円ほど、予算額で増額となっております。トータル5,223万円増となっておりまして、それを豊能町と能勢町等で負担割合あります。豊能町が74.73%、能勢町が25.27%、その案分でさしていただいて、そこにかかるお金が、結局、3,903万1,000円となります。

そこで今残っている予算と比較して足らない2,331万2,000円を追加で増額するというものです。

以上です。

○委員長 (才脇明美君)

はい、管野委員。

○委員(管野英美子君)

すいません。12ページでしたね。

○委員長(才脇明美君)

ほかにございませんか。

ございませんね。

質疑を終結しいたします。

これより、討論を行います。

(「なし」の声あり)

○委員長(才脇明美君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに 賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(才脇明美君)

挙手全員であります。

よって、第50号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託された案件は全て 終了いたしました。

続きましてその他について、委員間討論を 行う事項は何かございませんか。

以上で本委員会を閉会したいと思います。 これに御異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(才脇明美君)

異議なしと認めます。

よって、本委員会は閉会することに決定い たしました。

これで本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり町長から挨拶があります。

上浦町長。

○町長(上浦 登君)

総務建設常任委員会の閉会に当たりまして 一言御挨拶を申し上げさせていただきます。 本日提案させていただきました議案に対し まして慎重に御審査を賜りまして誠にありが とうございます。

いただきました御意見等につきましては、

執行のときにしっかりと配慮をさせていただき、注意を払って進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きのお力添えをいただきますようにお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましての御挨拶をさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○委員長(才脇明美君)

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。

皆様どうもお疲れさまでした。

午前10時39分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会総務建設常任委員会

委員長